

# 白 石 市 議 会

## 総務産業建設常任委員会

4 . 1 2 . 1 2

白石市議会総務産業建設常任委員会

1. 招集日時 令和4年12月12日（月）午前9時00分

2. 場 所 白石市議会 議場

3. 本日の会議に付した事件

◎付託事件（議案3件）

第74号議案 白石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第75号議案 白石市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

第77号議案 白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

4. 出席委員

菊 地 忠 久 委 員 長	森 建 人 副委員長
澁 谷 政 義 委 員	高 橋 鈍 齋 委 員
小 川 正 人 委 員	保 科 善 一 郎 委 員
大 森 貴 之 委 員	角 張 一 郎 委 員

5. 欠席委員

な し

6. 説明のため出席した者

菊 地 正 昭 副 市 長	山 家 英 男 総 務 部 長 固定資産評価員
遠 藤 輝 雄 保 健 福 祉 部 長 福祉事務所長事務取扱 福祉課長事務取扱	村 上 忠 則 市 民 経 済 部 長 農林課長事務取扱
佐 藤 泉 寿 総 務 課 長	佐 藤 純 哉 税 務 課 長
岩 澤 研 治 健 康 推 進 課 長	大 野 昭 彦 市 民 生 活 課 長
志 村 芳 彦 デジタル推進課長	大 槻 正 樹 総 務 課 長 補 佐
三 上 健 一 郎 デジタル推進課主幹	浅 野 直 彦 税 務 課 主 幹
佐 藤 弘 子 健 康 推 進 課 主 幹	

7. 事務局職員出席者

菊 地 正 幸 参 事 兼 局 長	齋 藤 明 主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 係 長
小 池 し の ぶ 調 査 係 長	山 崎 萌 主 事

~~~~~  
午前9時00分 開会

◎菊地忠久委員長 会議に入る前にお願いいたします。本委員会の議事は、全て録音し、会議録を調製いたしますので、発言については本会議同様、委員長の許可を得た後、発言されますようお願いいたします。また、本委員会の発言は、自席にて起立の上、発言いただきますようお願いいたします。

なお、本委員会においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、会議規則第151条の規定に基づき、委員及び理事者のマスク着用を認めております。また、会議中は、1時間を目安として休憩を入れ換気をいたしますので、ご了承願います。

ただいまから、総務産業建設常任委員会を開会いたします。

現在における出席委員は8名でありますので、定足数に達しております。

また、本委員会に説明のため関係当局の出席を求めていますので、ご了承願います。

本委員会に付託された案件は、議案3件であります。これらの議案の説明については、既に本会議において行われておりますので、審査に入ります。

初めに、第74号議案・白石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を議題といたします。質疑ありませんか。

◎大森貴之委員 今回この情報通信を活用した条例のことなんですけれども、私自身がちょっと読み切れない部分がありまして、もしかしますと場違いなご質問させていただくかもしれませんが、よろしくご返答のほうをお願いしたいと思います。

まず、議案書6ページ第1条の（目的）のところでございますけれども、「手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り」とありますけれども、ここでうたわれている利便性、簡素化、効率化、これは具体的にどのようなものを意味しているのか、簡単で結構ですので、お教えいただければと思います。

◎志村芳彦デジタル推進課長 当該条例は、個別に規定されている条例等に基づく手続をオンラインによる申請等も可能とすることで、インターネット等に接続できるパソコンやスマートフォン等から、いつでもどこでも申請等ができるようにすることを目的としています。

利便性の具体例といたしましては、利用者が市役所に来なくても、24時間いつでも申請ができることが挙げられます。

簡素化の具体例といたしましては、利用者は、個別の条例に定められた申請書の様式に手書きで記入する必要がなく、入力フォーム等で申請が可能になることが挙げられます。

効率化の具体例といたしましては、オンラインで提出された内容はデータ化されているため、市の担当部署での集計作業、あるいは、改めての入力作業等が必要なくなる等の電算処

理を自動化しやすくなることが挙げられます。

◎大森貴之委員 詳しく説明いただきましてありがとうございます。

次の質問なのですが、今いろいろな部分で直接市役所に来なくてもいい、24時間パソコン等でできる等々ありました。また、市役所の業務が非常に効率化になるということなんですけれども、議案書7ページの第3条第3項に、「市の機関等は、第1項の措置を講ずるに当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。」、今お答えいただいた部分に該当するかと思いますけれども、この機関とは、実際問題、我々利用する市民として利用できる機関というのはどういうものがあるのでしょうか、お願いします。

◎志村芳彦デジタル推進課長 市の機関等とは、市の市長部局以外も含めた全ての部署及び公共施設の指定管理者を指しております。

また、対象となる事務とは、オンライン化を実施または検討している申請や届出等の行政手続に関する事務を指します。

第3条第3項は、行政手続のオンライン化について、日々新たなシステムやツールが開発されていることから、これまでの手法にとらわれることなく、利用者がより便利に手続等ができるよう、関係部署が状況に応じて見直しや更新を図っていくことの趣旨を明確にしております。

◎大森貴之委員 ただいまのご答弁では、かなり広範囲、多くのものが利用できるようなお話と受け取りました。

あとになるんですけれども、次の質問に移る前に一つなんですけれども、第4条、議案書7ページから8ページにかけての部分になりますが、「手続等の相手方の使用に係る電子計算機」という文言がございます。これは、今ご答弁いただいた中では、パソコンですとか、あと例えば携帯ですとかそういうもの、いわゆる我々が一般的に利用できるもの、これによって24時間対応ができる、物によるんでしょうけれども、そういうような、これを利用する我々も機器というのは具体的にどのようなものがあるのか、もう一度お願いします。

◎志村芳彦デジタル推進課長 大森委員さんおっしゃるとおり、具体的にスマートフォン、それからパーソナルコンピューター等を指しております。こちらですが、現在のスマートフォンは、一般的にマイナンバーカードを読み取るための機能、NFC通信であったりFeliCaを搭載しているものが多数を占めておりますので、そのままの状態でお使いいただけます。

また、パーソナルコンピューターにつきましては、専用のマイナンバーカードの中のチップの情報を読み出すためのICカードのリーダーライターが必要となっております。

◎大森貴之委員 今、くしくもリーダーカードという部分が出てまいりましたので、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードのほうに関連した質問をさせていただきます。

これは条例の第4条とか第9条にあるんですけども、我々が具体的に利用できる、今いろいろ最初に言いました、すごい広範囲の業務がありましたけれども、今、現実問題、マイナンバーカードを使って現実に何ができるのですかということをお聞きしたいなと思うんですけども、当初マイナンバーカードスタートのときには、例えば住民票の申請・発行、そういうものがコンビニでの発行もできるみたいなお話を、マイナンバーカードスタートした頃にお聞きしたことがございますが、現在、白石市としてはコンビニでの発行はしていないと認識しております。そういう意味で、現時点で使えるものがあれば教えていただきたいと思います。

◎志村芳彦デジタル推進課長 現在のところ、白石市にお住まいの方がマイナンバーカードでお使いできる、いわゆるオンライン申請というものにつきましては、一つだけになってございます。こちらは、eL T A Xという仕組みを使いました、償却資産の申告のみが現状使えることになっております。

◎大森貴之委員 実は、今回のこのマイナンバーカード関係、個人的な問題で申し訳ございません、私の一般質問で細かくやらせていただくつもりなので、ここであまり掘り下げていいのかなという思いがございます。申し訳ございません。

ただ、今言ったように、現実問題、マイナンバーカードを使ってできる作業が一つしかない。現実にですね。ここでは非常に、さっき一番最初に言っていたのは、かなり利便性があって、かなり広範囲に使えるんだというようにするための条例であると。確かにマイナンバーカードの個人番号カードを使用するときの条件として、条例を整えておくことというのがありますので、今回のこの条例の制定に関しては非常に私も大賛成なんですけれども、現実問題、マイナンバーカードのほうでの使える部分が、今のお話ですと一つしかない。今回これを制定することによって、今後また増やしていくご予定があるのか、また、具体的なものがあればお教えいただきたいと思います。

◎志村芳彦デジタル推進課長 今後なのですが、直近に関して申し上げますと、令和4年度中になりますが、優先的にオンライン化を進めるべき手続ということで、27手続がデジタル改革の重点目標ということで挙がっておりまして、子育て関係の15手続、それから介護関係の

11手続、そのほか罹災証明の請求・発行、それから、引っ越しのワンストップサービスにつきましては、それぞれマイナポータルを通じたぴたりサービスによりまして、オンライン申請のほうを実現する予定になってございます。ただいま、そちらについては準備中でして、連携基盤につきましても現在準備中となっております。

◎大森貴之委員 27項目に関しまして手続をしていきたいと、いく予定であるというお話いただきました。先ほども言いました一般質問でも言うつもりなんですけれども、一番進んでおります宮崎県の都城市では、800項目を超える数の手続がマイナンバーカードを使ってできるというようなデータもございます。東北のほうですと秋田ですとか、また新潟県の燕三条市ですとか、そういうところでもかなり多くのやつが、それこそ3桁を超えるものがございます。今回はこの27項目ということでございますが、今年度というふうなお話でした。来年度に向けてこれをさらに推し進めていかれるご予定はあるのか、最後にそれだけお聞きいたします。

◎志村芳彦デジタル推進課長 令和4年度中ということでしたがいま申し上げましたが、令和5年度以降に関しましても、オンライン申請の利便性の高い手続と思われるものから、重点計画等に縛られることなく、内部で協議あるいは検討を進めてまいりたいと考えております。

◎澁谷政義委員 こういう機器の推進によって、利用者、市民の方、本当に一つの例をとれば、ワクチンの接種でもスマホですぐ予約が取れると、こういうことはもう進んでいるんですけども、もう一方のほうで、行政のほうの簡素化、本当にこれどのくらい行政のほう図れるのか。本来であれば、こういう機器を使うとかパソコンを使うとかいうのは、本当は人手減らしなんですよね、基本的には。だから、そうやって行政のほうがどれだけ簡素化できるのかをお伺いしたいと思います。

◎志村芳彦デジタル推進課長 窓口に来られる方は、仕事を休んで申請書を出しに来る方、困り事を相談されたい方、様々な事情がございます。単に申請書を提出するだけであれば、わざわざ窓口にお越しになる必要がないオンライン申請を活用いただくことで、平日の昼間に市役所に来ることなく、夜間や休日に自宅で、または仕事の昼休み等に、市役所から遠く離れた職場で申請が可能となり、住民の方は貴重な時間を有効に活用できることとなります。

一方、市役所につきましても、本市ではデータを直接受け取ることができるため、集計や処理などが非常に容易となることで、効率的な行政運営を可能とすることができると考えております。

また、市役所に来る方が減ることで、職員の窓口対応の時間というのがある程度軽減され

ということも考えておりますので、職員がむしろ対面でないとできない業務、相談業務、あるいは将来の施策検討に関する業務等に注力することができることで、住民の方及び本市の行政事務の双方にメリットがあると考えております。

◎**澁谷政義委員** ということは、行政側のほうの削減というか、そういうものにはつながっていくのか、経費の削減とかそういうことにはつながるのか、ちょっとお伺いします。

◎**菊地正昭副市長** ただいま澁谷委員のほうから人の削減の話が出ましたけれども、このデジタルの部分については、削減がある程度はできるのかなというふうに思っています。

ただ、デジタルのこういうシステムもいいんですけども、白石の場合、高齢化率が高いということもありまして、そこがすぐに、じゃあ人が減らせるかという話になると、それはちょっと難しいかなというふうに思っています。お年寄りの方で、そういう機能の使い方が不得手だという方が窓口に来られるということもあるのかなというふうに思っております。

一方、今のようなこの時代に、流れに乗ってこういうシステムを開発して、今、担当課長がお話ししたような、事務手続がスムーズにいくような方向も必要なかというふうに思っております。

それに加えて、今、権限移譲とかそういう事務が、やっぱり国、県から随分市のほうに落ちてきているということになると、うちのほうでも定員管理計画を立てながら人の削減をずっとやってきたわけですけども、私はもうここら辺が限界かなと、人を減らすにも限界かなというふうに思っております。ですから、そういう軽減される部分もありますけれども、権限移譲、そういうものでだんだん市の業務も増えてきているというのが現実でございますので、必ずしもデジタルをやったから、今10人の職員を5人にできるかという、そうではないというふうに思っております。

◎**森建人副委員長** 先ほど大森委員からの質問の中で申請の機器ですけども、パソコン、スマホということで、答弁の中で、要はマイナンバーカードを読み込めるFeliCaや、あとパソコンの場合であればカード読み取りの機器が必要だということですけども、これは、それがないと申請はできないということになるのでしょうか。

◎**志村芳彦デジタル推進課長** スマートフォンにおけるNFC短距離通信、あるいはFeliCa、あるいはパーソナルコンピューターにおけるFeliCaのリーダーライター、ICカードリーダーライターにつきましては、マイナンバーカードを必要とする手続については必須となります。

ただし、世の中、本市においてもそうなんですが、この条例についてもなんですが、マイ

ナンバーカードが必須となる手続だけを対象とはしておりませんので、そういう手続につきましては、必ずしもマイナンバーカードが必要ではございませんので、当然、関連機器、あるいは機能についても必要ない手続も中にはございます。

◎森建人副委員長 ありがとうございます。先ほど副市長のほうからは、高年齢の方などいるので窓口対応も必要ということは言うておりましたが、将来的にはその窓口の対面による手続というのは廃止の方向になるのかどうかお聞きいたします。

◎菊地正昭副市長 対面がなくなるかという、それはちょっと無理かなというふうに思っております。やっぱり対面もお客様対応ということで必要だというふうに思っておりますので、ゼロにはできないというふうに思っております。

◎森建人副委員長 了解いたしました。各種行政手続は、オンライン窓口であるマイナポータルを利用しなければならないかどうかをお聞きいたします。

◎志村芳彦デジタル推進課長 各種行政手続につきましては、必ずしもマイナポータルというものを通す必要はございません。実際に、現在運用してる手続等におきましても、汎用的な電子申請システムなどを利用しているものもございますので、ただ、市の方針といいますかセキュリティー等も考えますと、マイナンバーカードを使う手続に関しましては、マイナポータルを通したほうがよりセキュリティ的に安全であるという考えから、マイナンバーカードの手続を必要とする手続につきましては、マイナポータルを経由してということで現在考えております。

◎森建人副委員長 ありがとうございます。総務省やデジタル庁は、地方自治体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として、処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化、効果が高いと考えられる手続、住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考える手続として示しておりますが、本市が優先的にオンライン化を進めるのはどのようなものなのかをお聞きいたします。

◎志村芳彦デジタル推進課長 デジタル社会の実現に向けた重点計画の中で、地方公共団体が優先的にオンライン化をすべき手続として、59手続が挙げられております。このうち、本市が所管いたします47手続について、現時点でオンライン化を実施しているものが4手続ございます。ただ、こちらは、マイナンバーカードが必須ではない手続が3つほど含まれております。

そのうち、令和4年度中にオンライン化を進める予定になっておりますのは30手続、先ほど申し上げました29手続に、もう1つ施設予約システムを導入の予定になっております。

残る13手続ございますが、こちらについては担当所属と連携し、オンライン化に向けた情報収集・検討を、現在も、それからこれからも進めていく予定でございます。

◎角張一郎委員 これは、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画が示されたこと、ということで、国で推進している事業かと思えます。これを実際実施する際には、いろいろなシステムの構築とか機器とか、いろいろ必要なものが出てくるかと思えます。それらに対して、国からの補助というものはあるのでしょうか。

◎志村芳彦デジタル推進課長 これら59手続のうち補助に該当するものにつきましては、現在のところは29手続のみとなっております、こちらについては令和4年度中に行うものとなっております。また、そのほかの手続につきましても、補助というよりは、交付金事業に該当するもの、しないものがございますので、ここで一概に申し上げることはできないと考えております。

◎澁谷政義委員 条例化された後、いろいろオンライン化が進むと思うんですけども、先ほど副市長がご答弁なさったように、当然、ちょっと置き去りになりそうな高齢者、私を含めて多いと思うんですけども、それに伴って、各地区において講習会をすとか、結構高齢者の方でも、えっと思うくらいスマートフォン持ってるんですよ、今ね。簡単スマホなんだか何だか分からないですけども、だからそういうことですけども、高齢者だから分からないんだではなくて、それをもっと親切丁寧に広く進める講習会などは考えられるのでしょうか。

◎志村芳彦デジタル推進課長 オンライン化が当然進んでくる中で、従来の窓口のほうも当然温存したままといいますか、より丁寧な窓口対応を心がけはするのですが、オンライン申請を試みたいという、まだスマートフォンをお持ちでない方等が、いろいろなところにいるというのは確かですので、条例のほうにも書いてあるんですけども、普及のためにも、スマートフォン教室等々の事業については内部で現在検討しているところでございます。

◎澁谷政義委員 検討しているの、今。

◎志村芳彦デジタル推進課長 はい。

◎小川正人委員 市民のほうで手続を覚えたとしても、職員は定期的な異動があるわけですから、今までデジタル申請等ない部署から申請等ある部署に移った場合、すぐ対応できる職員が必要と思うんですが、職員への研修教育はどのように考えていますか。副市長です、これは。

◎菊地正昭副市長 今、小川委員からいただきましたけれども、前段で澁谷委員が「私も不得手だ」という話をされ、多分私も不得手なほうだろうというふうに思っておりますけれども、職員のほうは、それぞれ今デジタル推進課がやっていますけれども、市民生活課、それからいろいろなところで、もうこういうのが普及しているのかなというふうに思っております。

また、各種の研修会も開催しているということでございますので、行ってすぐ「はいよ」というわけにはいかないのかもしれませんが、それは職員が対応できるというふうに思っております。そしてまた、今お話ししましたように、研修会も開催をしたいというふうに思っております。

◎高橋鈍齋委員 今いろいろな意見が出て、大方皆さん分かっているだろうし、私もそう思うんですが、このシステムについては、我々世代が一番苦勞するのかなというふうな言い方も出ているようですが、私が聞く分には、得意な若い人たちも「できないわけではないけれども、結構操作が面倒なんですよね」と言うんですよ。だから、仕事柄、忙しいとき仕事の合間にやるにしても、なかなかこれは厄介だ。

かといって、これ市のほうでどうにもできることではないと思いますので、地方行政として、国のほうにもう少しこういうものを、「システム上もっと操作しやすいような方法とかを」というような要望を出していくというようなことはできるのでしょうか。地方の声としてね。

◎菊地正昭副市長 今のご質疑でございますけれども、最初に、スマートフォン、その前に携帯電話というようなことでずっと普及してきて、なかなか私もそうでしたけれども、アクセスがしにくいとか、そういうことって結構あったのかなと思いますけれども、この頃アクセスの仕方も簡単にというか容易になってきたという現象があるので、もう日進月歩でこういうのが進んでくるのかなというふうに思っております。

ですから、国に要望するというのはそうですけれども、みんなの声がそういうふうに上がってくればそうなんだろうけれども、今、機器の発達というのは目覚ましいものがあって、意外と簡単にアクセスができる、簡単に申請ができるという状況になってきているのかなというふうに思っておりますので、まずそういう技術の、簡単にアクセスできるみたいなことを、これからも市のほうも、県のほう、国のほうに要望はしたいと思っておりますけれども、私は進んでいるというふうな認識であります。

◎菊地忠久委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第74号議案について採決いたします。

第74号議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 ご異議なしと認めます。よって、第74号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第75号議案・白石市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑ありませんか。

◎角張一郎委員 それでは、65歳まで定年が延長になると。それに伴って、管理職の扱いが変わってくるようになっていきます。そのことについて、まずお伺いしたいと思います。

議案書16ページの第7条に管理監督職勤務上限年齢ということで60年になってます。この60年について確認ですけれども、誕生日なのか年度末なのか、その辺についてお伺いします。

◎佐藤泉寿総務課長 年齢60歳になる誕生日を指しております。

◎角張一郎委員 誕生日ということですから、そうしますと、年度途中で誕生日を迎えるわけですから、その辺の取扱いについてはどのように考えているのでしょうか。

◎佐藤泉寿総務課長 まず、任命権者は、管理職に就いている職員も、役職定年の年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間、これを異動期間と言いますが、異動期間に管理職以外の職の降任をさせますということになります。本市におきましては、降任を行う時期を一律4月1日というふうに考えてございます。

◎角張一郎委員 そうしますと、年度末まではその職に就くということによろしいんですね。はい、分かりました。

あと、今、降任という話が出てきましたけれども、降任の扱いについて議案書16ページ第8条第2号に「管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする」ということが記載されています。ということは、課長職であれば補佐職に降任するというような理解でよろしいのでしょうか。

◎佐藤泉寿総務課長 本市におきましては、現時点では、職務の級は4級の職を予定してございます。課長補佐というか、主幹にするかとかというところにつきましては、まだ決めては

おりません。

◎角張一郎委員 それでは、4級職ということで、定年を迎えた管理職でない方もいるかと思えますけれども、その扱いについては、同じように4級職等で対応するという考えなんではないでしょうか。

◎佐藤泉寿総務課長 管理監督職勤務上限年齢制と言いますが、こちらの対象になる管理監督職というものがございまして、こちらにつきましては、管理職手当を支給される職員の職、それからこれに準ずる職ということになってございます。

改正条例の第6条第1項第3号のほうに、これに準ずる職というものが規定されてございまして、具体的に申し上げますと、管理職手当を支給されない職員で、職務の級は5級以上の職ということでございますけれども、例えば職務の級が6級で管理職手当の支給がない副参事でありますとか、職務の級が5級で管理職手当の支給がない課長補佐、次長などが該当いたします。

◎角張一郎委員 はい、分かりました。議案書の17ページから18ページ、第9条第3項に特定管理監督職群ということで、「特定の事情がある管理監督職として規則で定める」とありますけれども、これはどのような職を考えているのでしょうか。

◎佐藤泉寿総務課長 職務の内容が、「相互に類似する複数の管理監督職で、職員の年齢別構成その他これらの欠員を容易に補充することのできない特別な事情があるもの」ということになってございます。本市におきましては、保育園ですとか幼稚園の園長などを想定してございます。

◎角張一郎委員 分かりました。あと、制限の特例ということで延長をできる規定がありますがけれども、これについては、第9条に記載されている3つありますけれども、それだけということでは理解してよろしいんですか。

◎佐藤泉寿総務課長 特例で延長のできる場合ということでございますけれども、改正条例第9条に定めている事由のいずれかに該当するときは、「1年を超えない期間で異動期間を延長し、引き続き管理監督職として勤務させることができる」となっております。

1つには、職員の職務の遂行上、特別の事情がある場合、例えば特別なプロジェクトの継続の必要がある場合。

2つ目として、職員の職務の特殊性により、そのポストの欠員の補充が困難である場合。これは、例えば特殊な技能が必要な職務などです。

3つ目、特定の管理監督職グループ、職務の内容が類似する複数の管理監督職で、職員の

年齢別構成その他、これらの欠員を容易に補充することができない特別の事情があるものに属する管理監督職をし得る場合というふうになってございます。

◎**澁谷政義委員** なかなか時間なくて条例を詳しく読んでいけませんので、即座に教えていただきたいと思えますけれども、例えば現在60歳定年ですけれども、段階的に1年ずつ増えていくんだろうと思えますけれども、もう俺60歳と半年、または60歳でいいわという人も中にはいると思うんですけれども、そういう場合の取扱い、定年退職者として扱うのか、その辺をお願いします。

◎**佐藤泉寿総務課長** 定年年齢の段階的な引上げは、令和13年度までで65歳という形で完了するんですけれども、それまでの間に退職された方につきましては、普通退職ということになってございます。

◎**菊地忠久委員長** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**菊地忠久委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**菊地忠久委員長** 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第75号議案について採決いたします。

第75号議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**菊地忠久委員長** ご異議なしと認めます。よって、第75号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第77号議案・白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

◎**大森貴之委員** 今回、多分、私の記憶では10年ぶりぐらいの改正だと思うんですけれども、各額が大幅過ぎるのではないかというイメージを持てしまいます。これの算定根拠等ありましたらお教えてください。

◎**佐藤純哉税務課長** 今回の改正では、平均引上げ率7.6%ということで改正をご提案させていただきます。

これは、令和4年度当初予算における財政調整基金からの繰入額1億1,400万円を歳入不足と捉えまして、令和5年度では、この不足額に対し、健全化に向けた方針に沿った財政調

整基金からの繰入額及び一般会計からの事務費等の繰入金を補填し、残る不足額を担うための税率として試算したものでございます。

また、医療分、支援分、介護分、また、それぞれの所得割、均等割、平等割の割合につきましては、県が示す令和4年度の標準保険料率を参考としてございます。

◎大森貴之委員 後期高齢の支援分のほうなんですけれども、昨年というか、ここ何年かから、後期高齢のほうで話題になっております後期高齢者の診療窓口での自己負担割合、これを高所得者の方に限り上げるといふ方向がほぼ国のほうでも決まりまして、そちらのほうで今進んでいると思いますけれども、その際の大きな理由として、普通の若年世代といひますか、補填する若者たちの世代に負担をかけないために、後期高齢者の窓口負担金を上げるんだといふことで、一般のほかの方ですね、後期高齢者以外の方の支援関係を抑える方向で動いているとは思いますが、それに比べて今回これ上がっているといふのは、その辺は何か意味があるのか、お教えいただければと思います。

◎佐藤純哉税務課長 今回の税率改正の率、額につきましては、先ほどお話ししましたように、県が提示する標準保険料率を参考としてございます。現在の国保税率と、県が示す標準保険料率の乖離ですが、現在、医療分で0.5%、後期高齢者支援金分で25%、介護保険分で約10%の乖離となっております。支援金分の乖離が、ほかの医療分、介護分より大きくなっておりますので、今回の改正では、医療分、介護分と比較しまして、支援金分の改正率が高くなっております。

◎森建人副委員長 国保財政の健全化を図るための税制改定であります。国保加入者のトータルの医療費や1人当たりの医療費の推移がどうなっているのか、お教えください。

◎佐藤純哉税務課長 医療費の推移といふことでご説明させていただきます。

令和3年度国保医療費はおよそ32億1,800万円で、前年度より1億3,400万円ほど増加してございます。医療費の推移につきましては、流動的な被保険者数と医療費を整備するために、被保険者1人当たりの医療費の視点でお話しさせていただきます。

令和3年度被保険者1人当たりの医療費は42万6,622円となり、前年度と比較しまして5.1%、2万642円増えてございます。

1人当たりの医療費の推移を見ますと、医療の高度化や被保険者の高齢化の影響もあり増加傾向が続いておりましたが、令和元年、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う受診控えの影響により減少したことが見られました。

なお、県内市町村平均と比較しますと、以前より白石市は高い数値となっております。

令和3年度では県平均より2万505円の差となっております。

また、今後の見通しでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響があり非常に見通しは難しい状況ではございますが、県の評価とかを見ますと、来年度以降も増加するものと見込んでございます。

◎森建人副委員長 ありがとうございます。それでは、近年の国保財政の収支状況の推移はどうなってるのかお聞きいたします。

◎佐藤純哉税務課長 国民健康保険の決算状況でございます。令和3年度の決算では、収支差引額はおよそ5,500万円の黒字にはなっておりますが、単年度収支の差額はマイナス2,470万円程度の赤字となっております。

収支差引額は黒字となっておりますが、その額は年々減少しておりまして、平成24年はおよそ3億7,500万円黒字だったものが、平成29年度に約7,000万円、令和3年度には5,500万円程度になってございます。

また、繰入金、前年度からの繰越金などを除いた単年度収支額につきましては、平成28年度以降、令和元年度を除いて赤字となっております。この不足分につきましては、前年度の剰余金の繰越しや財政調整基金の繰入れなどによって補填してございます。

◎森建人副委員長 現在、コロナ禍や物価上昇など、本市の経済情勢も厳しさを増しておりますが、そのような中で、国保税率を引き上げるというのは本当に必要なのかをお聞きいたします。

◎佐藤純哉税務課長 現在の経済情勢については、予断を許さない状況であるとは思ってございます。しかしながら、現状の国民健康保険の状況を見ますと、被保険者数が減少する中で、1人当たりの医療費が急激に伸びていることもあり、やむを得ない状況であるというような判断で、今回税率改正を提案させていただいているところでございます。

また、医療費の増ということもある一方で、このままでは国民健康保険の財政調整基金が底をついてしまうというおそれもあることを認識しているところでございます。

◎森建人副委員長 本市でも、国保会計のほうに一般会計から繰入れを行っておりますが、一般会計からの繰入れを増やすことは検討しなかったのかお聞きいたします。

◎佐藤純哉税務課長 国民健康保険への一般会計からの繰入れにつきましては、毎年度、総務省が示す国民健康保険特別会計の繰入れに基づいて行っているところでございます。ただし、来年度以降、それに基づいて事務費等につきましても繰入れについて検討していければと考えてございます。

◎森建人副委員長 ありがとうございます。財政健全化のためには医療費の抑制が必要であり、さらなる健康寿命延伸の取組を強化しなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

◎岩澤研治健康推進課長 健康寿命の延伸、医療費抑制の観点から申し上げますと、病気が重症化する前に医療を受けるというのが一つ大切かと思えます。そのためには、特定健康診査で保健指導の受診率を上げることが重要なと考えております。

被保険者としては、ふだんからかかりつけ医に診てもらっている、または、いつでも気軽にお医者さんに行くことができるという安心感から、健診を受けて、自分の健康は自分で守ろうという意思と行動が浸透していないことが本市の一つの課題として挙げられますので、市民の健康に関する意識を開拓する取組を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、各地区の保健事業推進員にご協力をいただき、保健情報の提供と各地区内の健康に関する意識づけをするような集まりに取り組むなど、保健師、管理栄養士を中心に地道に取り組んでまいります。

また、本年度から、白石市医師会にもご協力をいただき、かかりつけ医の先生からも健診の重要性を説明していただき、受診するようにお声がけをいただく取組を行っております。あわせて、広報しろいし8月号には、特定健診の特集記事を掲載するなど、受診率向上、あるいは自分の健康状態の意識を高く持っていただくような取組を行っております。引き続き、このような取組を進めていきたいと考えております。

◎保科善一郎委員 ただいま森委員等からいろいろお話あったとおりで、タイミングもあまりよくないと思いますよね。いろいろなものが値上げの段階で、便乗とは申しませんが、ついでにというような感じがしないわけではないので、事情は今いろいろお話伺ったんですが、どうしてもここで値上げをしなければならないという理由があったらご説明をお願いいたします。

◎佐藤純哉税務課長 確かに、先ほど申しましたように、経済情勢が非常に厳しいというところは認識しているつもりでございます。ただし、先ほど申し上げましたように、医療費が急に伸びている、また被保険者が減っている、そういう状況でございますと、保険料をこのままにしておきますと、現在、財政調整基金のほうに底をついてしまうという状況が見受けられます。財政調整基金がなくなりますと、もうそのまま国保税率に結びつくところがございまして、前回、税率を引き上げた13年前の税率改正、アップしたときも、そのときは財政調整基金が底をついて税率改正した経緯がございまして。

今回の税率改正、平均7.6%としまして、足りない分を財政調整基金で軽減化を目指して

おりますが、前回、財政調整基金がなくなったということで、平均引上げ率が15.3%でございました。それより急激なことを抑えるためにも、今回方針を定めまして、年度形式で今後の経過も見据えた改定となっておりますので、その辺をご了承願いたいと思います。

◎保科善一郎委員 全てにおいてそういう経済状況だということは別に最大の理由にはならないと思うんですが、さっき森委員からもあったようないろいろな改善策、そういうものである程度様子を見るというか、そういう判断はできなかつたんでしょうか。

◎佐藤純哉税務課長 医療費につきましては、なかなか急激に医療費が、今年、来年、一生懸命命例えば抑制したとしましても、1年2年で結果が現れるのはなかなか難しい状況でございます。その辺を考慮しましても、今回、財政調整基金を繰り入れる額を考慮しまして、あまり急激な負担にならないような税率改正としていきますことをご了承いただければと思います。

◎保科善一郎委員 保険の組立て上の問題はよく分かりますけれども、価格というか、市民に直接影響する問題ですから、その影響ということはどういうふうに評価されたのかお伺いします。

◎佐藤純哉税務課長 影響ということで、モデルケースとしましては、先月28日の説明会の際に、主なモデルケースをご説明させていただいているところと存じますので、そちらのほうをご参考いただければと思いますが。

◎菊地正昭副市長 市民に対する影響ということでございますけれども、まずは、国民健康保険がそういう意味では最後のとりでという形で、今この国保の運営をしているわけでございますけれども、まずはここが潰れたんでは、もうどうしようもないというのが第一かなというふうに思っています。

ここ十何年も値上げをしてこなかったと、そういう意味では努力をしてきたというふうに思っているんですけれども、ここになって基金の額が、あと2年もするともう底をついちゃうよというようなことになると国保自体が破綻する。そして、ましてや県全体で統一というようなこともございますので、そこまでは何としても国保運営を健全に引っ張っていかなくてはいけないということもございまして、今回のような値上げという形にさせていただくことになりまして、これは、先ほど来お話をしていますけれども、最後のとりでということもございまして、あと医療費がどんどん増えてきているという現状があるということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

◎澁谷政義委員 非常に、白石市の保険の世帯主を職業別というか見ますと、無職と被用者、2つ合わせただけでも83%ぐらいの人が入ってるわけですね。そうすると、あとは農林水

産業とか自営業とかで入ってくるわけなんですけれども、この職業別に見ても非常に厳しいと。

趣旨は分かります、趣旨は十分に我々は理解しているわけなんですけれども、我々市民の目線に立って考えておりますので、このタイミングが非常に悪い。ということは、皆さんもご存じのように物価も上がるわ、何から何まで上がる。農業用品であれば、もう肥料だって1袋2,000円ぐらい平均上がっておりますし、非常に上げるとしてはタイミングが悪い。

ということで、ウクライナ情勢もありますので、もう少しこの情勢を見ながら、少し一般会計のほうから補填しながらでもしのいで、情勢の安定化を見ての提案だったら理解できるんですけれども、我々どうしても市民目線に立てば、ちょっとタイミングが悪過ぎる。数字の問題ではなくて、非常に悪いということを感じます。

それで、白石市国民健康保険運営協議会というので諮問されたわけなんですけれども、この中でどういうご意見が出たんでしょうか。

◎菊地忠久委員長 ここで、換気をするため、午前10時10分まで休憩をいたします。

午前10時00分 休憩

~~~~~

午前10時10分 開議

◎菊地忠久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎岩澤研治健康推進課長 運営協議会のほうで議題となった件につきましてですが、先ほど説明させていただきました繰入れについて、あるいは増加の率について、基金の推移などについてのほかに加えまして、県内での位置づけ、あるいは収納率の話などが議論されました。

◎菊地正昭副市長 先ほど来、時期が悪いというようなお話でございましたけれども、これは白石の現状なんですけれども、白石の国保加入者というのは、令和3年度末で4,883世帯、7,343人という方が国保の加入者ということでございます。白石の世帯数は大体1万4,000くらいあるということになりますと、そういう意味では、3割や4割くらいの加入者という形になってきて、先ほど来お話ししてはいますが、国保が保険の最後のとりでということがよくお分かりになるかなというふうに思っております。

それで、現行税率でいきますと、令和3年度の1人当たりの保険税の調定額、保険料として払っていただいた額でございますけれども、7万4,147円という数字で、県内市町村の平均8万5,693円よりも1万1,546円低いと。県内の35市町村のうち、下から4番目の32位という額になってございます。1人当たりの保険税の調定額ですけれども、平成25年度以降、県

内市町平均よりもずっと低い額と。そういう意味では、そんなに高いという保険料でなかったということでございます。

一方、被保険者1人当たりの医療費ですけれども、42万6,622円ということで、令和2年度に比べましても5.1%、2万642円が増加していきまして、県内市町村平均が40万6,117円と比較すると2万505円高くなっているというところで、この医療費の分については県内14番目ということで、こう言うところちょっと語弊がありますけれども、保険料は低いけれども、かかっている医療費は大きいというのが今の現状でございます。

先ほど来お話ししてはいますけれども、これは協議会の中でもお話が出てはいますけれども、要はだんだん基金が底をついてきていると、このままでは破綻してしまうというようなことで、今回こういうことでお願いをしているんですけれども、一般会計からの繰入れの話が先ほどございましたけれども、これは国からの指針で、いわゆる国が示しているもので、法定外のものについては繰り入れてはいけませんよというようなことがございますし、そういうことで、もう十何年前になりますけれども、もうそれこそ基金がなくなってということで、一時一般会計から繰り入れたという現状もございましたけれども、それは途中でお返しただいたという経緯もございますけれども、基本的には一般会計から国保の中に入れてはだめだということで通知が来ているということもございます。

やはり、この国保財政を預かる当局としては、この時点でやっておかないと、また3年後、4年後というところが継続できないという判断で、今回お願いをしているということでございます。よろしく申し上げます。

◎**澁谷政義委員** 説明の内容は分かっているんですけれども、当然、平均で7.6%ぐらいの値上げ、これを、どうですかね、軽減措置を取る考えとして、いろいろ段階的に引き上げるとか、そういうことは考えられないのでしょうか。

◎**菊地正昭副市長** 段階的に引き上げるという方策も多分考えたんだというふうに思っております。ただ、毎年保険料を改定している自治体もあるわけでございますけれども、そうすると、それに対して何で今年が多いんだというような、いろいろなお問合せ等も多いのかなというふうに思っております。

ここ十何年引き上げないできたという経緯もございます。この2年か3年を今の引き上げた額でお願いをしたいという形にするということで、今回ご提案を差し上げるということでございます。よろしく申し上げます。

◎**澁谷政義委員** あと、段階的とも言いましたけれども、俺一番危惧しているのは、非常に経

済的なことが今危惧されるわけですね。それで、1年ぐらい延長して様子見てもいいのかなという、苦しいことは苦しいんだと思います、もちろんね。だけれども、かなり経済的に市民の皆様が負担増になっているものですから、それも、今度国保税もとなると相当な負担が上がってくると思うんですね。ですので、1年据置きで様子を見るとか、または段階的とかというような措置を取るとかということは考えられないのか。

ただ、今の現状では、私、正直言って、いいですよというような経済状況ではないと思うんですけどもね。特に対象者の方々の職業別とかを見ると、これは非常に苦しいと思うんですけども。苦しいときはどこが補うのかというと行政ですので、その辺はひとつご検討、答弁があればよろしくお願いします。

◎菊地正昭副市長 今回の値上げについては、もうここでやっておかないとというようなことでお願いをしているというのが現状でございます。また、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、そんなに、そんなにと言うとあれですけども、全体で言うと32番目くらいの税率で、ずっと耐え忍んできたという現状があるのかなというふうに思っております。

そして、この時期いろいろな値上げラッシュということもありますし、その点も当然に考えの中にはあったというふうに思っております。そしてまた、これは所得の低い方については、7割、5割、2割という軽減措置はそのまま継続をさせていただくわけでございますので、必ずしも所得の低い方がぼんという形にはならないかなというふうに思っております。

ある程度の納付金の方のほうが、それはそれで負担が出てくるというのも現実それは受け止めておりますけれども、7割、5割、2割の基準は当然にあるわけで、そこら辺でお願いをできないかなということでご提案を差し上げているところでございます。よろしくお願いします。

◎澁谷政義委員 平成6年度の収納目標が95.5%。93%からということは、1年で2.5%上げるという目標なんですけれども、これを目標として理解していいのかどうか、お答え願います。

◎菊地正昭副市長 今、収納率が93.5%ということで、これを1%上げるって結構大変なものでございます。私も税務課にいましたのでよく分かっておりますけれども、収納率、どちらかというとなら現年度分と過年度分というふうにありますけれども、なかなか現年度分である程度きっちり押さえないと、過年度分になった分をお願いしますというとなかなか難しいとい

うこともございますので、特に過年度分を諦めるのではなくて、過年度分は当然にまたお願いをしなくてはいけないんですけれども、現年度分のほうをより強化して納めていただくような収納のほうも努力をしていると。今も、現実も努力はさせていただいているんですけれども、なお、それをより強化していければなというふうに思っております。

◎**澁谷政義委員** 収納目標に対する今の答弁が、具体的なあれでよろしいのでしょうか。答弁で。ひとつその辺もう少し詳しく、具体的に分かりやすく、我々にも分かりやすく、市民にも分かりやすく、ひとつお願いしたいと思います。

◎**佐藤純哉税務課長** 収納率向上の取組についてご説明させていただきます。

収納率の向上の取組につきましては、先日、本会議でもご説明させていただいておりますが、滞納者に対して催告書の送付や実態調査、財産調査を行い、不動産をはじめ給与や預金などの差押えを進めてございます。コンビニ納付、スマートフォン決済など、納税環境の整備も図っているところでございます。

特に、滞納者との接触機会としまして、本年5月には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2年間中止していましたが、部課長、税務課収納管理室職員による滞納整理対策班を編成しまして、先ほど申し上げました国保税現年度分滞納者を中心とした訪問、催告を実施してございます。

また、令和3年度、今年度と宮城県から収納アドバイザーの派遣を受けまして、庁内研修等を実施しており、昨年度のアドバイザーからは、納税環境の整備として、「納め忘れがないよう積極的に口座振替の引き落としを」という教示があったことから、現在、Web口座振替サービス、Pay-easy口座振替サービスの準備を進めております。

また、本年度のアドバイザーからは、滞納者との接触機会を提供するため、共同で今後滞納者訪問を予定しているところでございます。

◎**澁谷政義委員** 収納率の向上、上がらなければ、多分、高収入の人に負担がかかるのかなど。平均的ではなくて、所得のある人に負担かかってくるのかなと思いますが、その辺はどうですか。収入がある人ってあるべ、いっぱい。

◎**佐藤純哉税務課長** 国保税に関しましては、それぞれ所得により国保税率を算定しておりますので、その辺、平等・公平に保険税率が定まっているものと認識しているところでございます。

◎**澁谷政義委員** どう考えても、説明の趣旨は分かるんですけれども、ちょっと納得いかない、今の状況で。13年ぶりだと言いますけれども、13年前の経済状況はよかったんだろうと

思うけれども、どうもちょっと腑に落ちない。これだけ厳しいときに、国もいろいろなどで何かを上げようとかなんて考えていますけれども、国保税を上げるというのはどうも腑に落ちない。もうちょっと腑に落ちるように、市民を代表する私に説明を願いたいと思います。タイミングがどうも悪いよ、何ぼ考えたって。

◎菊地正昭副市長 今の澁谷委員のお話でタイミングの話でございますけれども、例えばこれを来年に、同じような現行の税率で引き延ばすという形になると、また今年のように、1億4,000万円の中に基金から取り崩してという話になれば、当然それは減ってくるわけで、基金の額が減ってくるという形になっております。

そして、多分拍車がかかるんだというふうに思っているんですね。要は、先ほど来お話ししていますけれども、高齢化の話が進んで医療費は増えるという形になってくると、このまま野放しにしておいて、来年もっと税率を上げなくてははいけませんよ。では、来年が景気よくなっているかという、その確証がないわけで、そうするとこの時期に国保の財政を何としても維持しなくてはいけないという観点からは、値上げをお願いしないと国保財政がもたないという形になるのかなというふうに思っております。

先ほど、なかなか収納率が上がらないということでございますけれども、いろいろな、私も税務課のときに家庭訪問をさせていただいてお願いするということもございまして、一番は、何かこうドアを開けると、「あっ、このうちは払えないな」と、これちょっと言っていないかどうかですけれども、払えないなというのと、「えっ、何でこのうちが払えないんだろう」という家庭が、訪問していると大分分かるというか、もう開けた時点で分かるような私は感触があったんですね。その頃はですね。ですから、払えるだろうというふうな方が払わないというところは、悪質な方がいらっしゃるということも事実でございますので、そういう方々にも払っていただく、職員としても努力をしたいなというふうに思っております。

答えになっているかどうか分かりませんが、とにかく今の時期に上げておかないと、国保財政がもたないという現実があるということをご理解いただければなというふうに思います。よろしく申し上げます。

◎澁谷政義委員 平均7.6%、こうやって行政と議会がいろいろ議論した結果、段階的に2年にかけてこのパーセントを上げようとか、そういう方向はどうなんでしょうかね。今のところちょっと、事務折衝やりますか。どうですかね。議会もこれだけ市民のためにいろいろ協議したんだと、結果ここまでこうしたんだというような形も出してもらえれば、我々も理解

できるのかなと思うんですけども、このままではちょっと、その辺の詰めるところはできないでしょうか。

◎菊地正昭副市長 県の統一が令和12年ということになってまいります。今、澁谷委員のお話のように、例えば、今7.6%でお願いしてるわけですけども、これを今年は5%、来年は10%という話になって、それで納得がいくかという、なかなか難しいのかなというふうに思っています。

そこら辺のところは、これを延ばせば延ばすほど、もう少しもう少しと上がってしまうのではないかなというふうに、7.6%が10%になったり12%になったりという形になるのでは、やはり状況は同じなのかなというふうに思っています。ですから、ここ令和12年に向かって、国保財政を安定させなくてはいけないというのが白石市の国保会計の現状でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

◎澁谷政義委員 いや、5%まではよかったんですけども、次の10%が出たので、おやっと思ったんですけども、単純に言うけれども、2年をかけて7.6%を上げると。だから、5%、2.6%、私はそういう考えをしたんですけども、その辺は可能ではないのか、ひとつどうでしょうか。趣旨は理解しているんだからね。趣旨は理解しているんだよ。

◎佐藤純哉税務課長 ただいまの7.6%を2年で分けてということなんです、これあくまで単年度で7.6%ですので、来年度もその今回上げた率ってそのままいく計算になりますので、今年例えばその7.6%掛ける2になって上がっていきます。

改めまして申し上げますが、今回の税率改正を実施した場合でも、財政調整基金からの繰入れは予定してございます。それで、税率改正による激変緩和、あるいは負担の軽減を図りながら、この率とさせていただきますところでございます。よろしくお願いたします。

◎高橋鈍齋委員 私は、副市長に確認の意味で端的に申し上げます。今までいろいろ議論をしてきて、12月号でしたっけか、広報の記事に、これは監査委員の報告にもあったんですけども、積み増し80億円を超えるようなものがあるのは出たばかりだったかなと思うのですが、今のような現状を市民の皆さんに理解してもらえるかどうか。

友人にそういう経済に精通している人がおまして、私に、表現いいかどうか分かりませんが、「企業であれば、こういうのは内部留保みたいなものだろうな」みたいなことのお話を伺ったことがあるので、理解してもらえるかどうかというのを、どうなんだろうというのをお尋ねいたします。

◎菊地忠久委員長 高橋委員、その内部留保は基金のことを例えて言っているんですか。

◎高橋鈍齋委員　そうです。そういうのがあって、分かるよ、分かるけれども、一般の人は理解してもらえるかなということね。市が大変だとかというふうに見てくれるかどうかということなんです。

◎菊地正昭副市長　今、高橋委員のおっしゃったのは、要は一般会計、それから、そういうところの基金の話をおっしゃっているのかなというふうに思っています。そういう意味では、国保の特会を維持するために国保にも基金があると、その基金が底をついてくるということで、今まで随分頑張ってきたけれども、そこがもう底をつきますよという話になったので、これは何とかしなくちゃいけない、令和12年の宮城県全体の保険料になるところまでは持っていかななくてははいけないという話で、これの話が出ているわけです。

先ほど来お話ししていますけれども、国の指針として、一般会計から国保にある程度、何項目かありますけれども、それは入れちゃだめよというのがあってここに来てるので、それをできないので基金をつくっているということなので、その基金がまさしく少なくなってきたので、そののところを維持するためにというような形でお願いするということの理解をぜひお願いしたいというふうに思います。

◎高橋鈍齋委員　我々もそれは十分承知しているんですけども、先ほどお話ししたのは、そういうのを一般の皆さんにお願いするのについて、理解してもらえるかな、その区分けが一般の人というのはなかなか分かりにくい部分なので申し上げたんです。

澁谷委員からも、今この時期どうなんだって必死に何か言っておりますので、一般の人たちに理解してもらわないと、なかなかどうなのかなという意味でお尋ねしたわけでございます。

◎澁谷政義委員　確認したいんですけども、国のほうで基金に繰り入れることが法に定められているということでありましたけれども、例えば今言った国保の基金がありますよね、そして一般財源のほうの基金もありますよね、基金から基金に入れておくということは可能ではないのでしょうか、どうでしょうか。

◎佐藤純哉税務課長　国民健康保険の繰り出しにつきましては、例年、総務省自治財政局より通知が来てございます。そこによります繰り出し可能なものにつきましては、第1、国民健康保険事務に係る繰り出し、2として、国民健康保険の保険給付に係る繰り出し、3番目として、保険事業財政安定化支援事業繰り出しとなっておりまして、赤字負担に対する繰り出しは法定外ということで定められております。

◎菊地正昭副市長　端的に言うと、基金から基金はだめよという話でございます。あくまでも

会計が別でございますので、そういう繰入れはできませんということなんです。

それから、今ちょっと人件費の話が出ましたけれども、白石市の場合、人件費は一般会計の中である程度補っているのかなと。ですから、今までこういう形で来れたのかなという現状もでございます。ですから、そういう意味では、随分国保のほうをカバーしてきているという現状が今までもあったし、これからも多分そういう形で行くのかなというふうに思っております。

◎菊地忠久委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

◎保科善一郎委員 ただいま議題となっております第77号議案・白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論いたします。

本市においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響も大きく、さらに、昨今の急激な物価の高騰もあり、市民生活は大変厳しくなっております。そのような中、今回の国民健康保険税の改正により保険税の値上げとなれば、国保に加入している多くの被保険者は経済的に大きな影響を受けることになります。

本市国保の加入者の構成を見れば、その多くは会社を定年になった方や退職をされた方が大変多く、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けていると思われ、自営業者や農業者の皆さんなど、比較的所得の低い方となっております。現在の経済状況等を鑑みれば、現状では保険税額を引き上げることは到底できないものと考えます。

また、収納率の目標についても、本市において、ここ数年の国保税の収納率は93%前後となっております。それから、今回の改正案によると、本市は今後収納率を95.5%まで高めなければなりません。

さきの議会答弁において、職員の皆さんの大変なご努力により、前年同期比で収納率に改善の兆しが見えているということは十分理解しております。

最後に、宮城県の健康保険料水準の統一の目標は、今議会の答弁においても令和12年とされています。今後、保険税の引上げが必要となった場合においても、市民の皆さんの負担軽減を図るため、被保険者の実態調査の把握に努めていただくことを切に願うところであります。

以上のことから、第77号議案・白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案には反

対いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

◎菊地忠久委員長 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 討論なしと認め、討論を終わります。

採決に入ります。ただいま議題となっております第77号議案についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

第77号議案について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎菊地忠久委員長 起立多数であります。よって、第77号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この委員会において議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を会議規則第107条の規定に基づき委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 ご異議なしと認めます。よって、その整理を委員長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会に付託された案件の審査経過と結果については、来る12月19日の本会議において委員長から報告いたしますが、その内容につきましては委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 ご異議なしと認め、委員長報告は、委員長に委任することに決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

終始ご熱心にご審査いただきまして誠に苦労さまでした。

~~~~~

午前10時45分 閉会

総務産業建設常任委員長 菊地忠久